

第 2 2 回軽米町議会定例会

令和 3 年 9 月 1 日 (水)
午前 9 時 5 9 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意案第 1 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1 号 軽米町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 軽米町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 町道下晴山貝喰線法面・冠水対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 12 議案第 9 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 13 議案第 10 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 2 年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 2 年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 2 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 2 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 2 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 2 年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分

について

日程第 20 議案第 17 号 令和 3 年度軽米町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 21 議案第 18 号 令和 3 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	梅木	勝彦	君	
会計管理者兼 事務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		福島	貴浩	君	
町民生活課	総括課長	松山		篤	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君	
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君	
地域整備課	総括課長	工藤		薫	君
再生可能エネルギー推進室	長	梅木	勝彦	君	
水道事業所	長	工藤		薫	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君	
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君	
選挙管理委員会	事務局長	梅木	勝彦	君	
農業委員会	会長	山田	一夫	君	
農業委員会事務局	長	江刺家	雅弘	君	
監査委員		西山	隆介	君	
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。

ただいまから第22回軽米町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から、同意案1件、議案18件及び各課の事務報告書の提出がありました。

同じく町長から、8月19日付で地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく令和2年度軽米町健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定に基づく令和2年度軽米町資金不足比率についての報告がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、田村せつ君、茶屋隆君、中村正志君、江刺家静子君、山本幸男君の6名であります。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和3年5月分から7月分までに係る現金出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配布してございます。

また、教育委員会から8月24日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありました。

閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、8月25日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より9月15日までの15日間とし、同意案1件については本日、本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第18号までの議案18件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

次に、本日までに受理した請願書は、お手元に配布した請願書のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配布してございますので、

朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

◎政務報告

- 議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申出がありました。これを許します。
町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

- 町長（山本賢一君） 本日ここに令和3年9月定例町議会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

最初に、人事異動について申し上げます。9月1日付で職員の人事異動を行いました。これは、業務量の増加に伴う適正配置と新型コロナウイルスワクチン接種への対応、さらには職員の特別休暇等への対応として実施したものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。令和2年1月16日に国内で初めての感染者が確認されて以来、現在まで感染者数は、全国では145万人を超え、岩手県内でも2,950人を超えている状況となっております。二戸保健所管内でも8月30日現在で49人の感染者が確認されております。新型コロナウイルスは、従来型から変異型のデルタ株と呼ばれる感染力の強いウイルスへの置き換わりが進み、クラスターの発生などにより、感染が拡大し、高止まりの状況となっております。

このようなことから、政府は緊急事態宣言やまん延防止重点措置を33都道府県に発令している状況であります。

岩手県においては、令和3年8月12日に独自の「岩手緊急事態宣言」を発令し、人と人との接触を避けるため、不要不急の外出の自粛や基本的な感染症対策の徹底などをお願いしているところであります。

町では、令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく3回目の対策本部を再設置し、情報収集と分析、蔓延防止のための感染症予防対策等を継続して実施しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、貴い人命を脅かすだけでなく、社会全体での行動自粛等により、著しい経済活動の停滞を招いているところであります。当町におきましても、町民の皆様には不要不急の外出の自粛をお願いするほか、「かるまい夏祭り」や「軽米秋まつり」など9月までのほぼ全てのイベントの中止または延期を余儀なくされたところであります。

また、10月17日に開催を予定している「食フェスタ in かるまい2021」につきましては、これまでの出店者を対象にアンケート調査を実施したところ、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せないことや開催は中止したほうがよい

という意見が多数であったこと、県独自の「岩手緊急事態宣言」が発令されるなど、県内でもかつてないほど感染リスクが高まっている状況から、本年度も「食フェスタ in かるまい」は開催中止を決定したところでございます。

しかしながら、こうした中におきましても、町商工会青年部が主体となり、「かるまい夏祭り」の開催予定日に合わせてテイクアウト大作戦事業を企画するなど、町内飲食店と一体となった商店街のにぎわい創出と活性化に努めているところでございます。

なお、今後予定されている冬の風物詩となりました「かるまい冬灯り」及び八戸市等を会場とした「観光と物産キャンペーン」につきましては、今後の感染状況を踏まえ、感染防止対策の徹底を図りながら実行委員会の皆様方と工夫しながら実施に向けて検討してまいります。

地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症に関わる支援事業等について申し上げます。「軽米町事業者等緊急対策支援事業」につきましては、8月18日時点で6事業者に対して、事業継続のため1事業者当たり10万円の支援金の給付を決定しております。

また、「プレミアム付商品券発行事業」につきましては、販売を開始した6,450セットのうち8月18日時点で6,174セットが販売済みとなっております。なお、第2弾につきましては、10月1日から6,800セットの販売を予定しており、今後さらなる町内の消費喚起に努めてまいります。

なお、本定例会には、新型コロナウイルス感染症対策応援地方創生臨時交付金を活用した「花火大会継続開催支援事業」や「軽米秋まつり参加団体継続支援事業」、ポストコロナを見据えた着地型観光コンテンツの充実を図るための各種事業に関わる予算を計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、65歳以上のワクチン接種を希望する方について5月24日から開始し、7月からは接種時間の延長や休日接種など前倒しを進め、8月11日をもって完了したところでございます。

8月17日からは、基礎疾患のある方271名、次いで60歳から64歳の方558名、就職や進学等で県内外への往来が必要な高校3年生を優先的に進めることとし、さらに30歳から50歳の接種についても順次開始している状況でございます。

今後につきましても、ワクチンの供給状況を見極めながら残る12歳から29歳への接種を進め、10月を目途に希望する全ての方への接種を完了するよう進めてまいります。

次に、かるまい交流駅（仮称）整備事業について申し上げます。

ご存じのとおり、令和2年11月20日に「かるまい交流駅（仮称）建設予定地」から医療廃棄物が出土し、令和3年5月6日に建設予定地から処分場への医療廃棄物の搬出が完了したことを受け、6月1日から土砂掘削工事に着手したところですが、医療廃棄物が埋設していた下の土壌から環境省令で定める基準以上の鉛成分が検出され、鉛汚染土壌の対策が完了しないと工事を進めることができない状況となり、6月29日から工事中止としておりましたが、8月27日招集の第23回軽米町議会臨時議会において、鉛汚染土壌の対策工事及び工期が延長されることに伴い、増額となる諸経費等を計上した変更仮契約に係る案件をご承諾いただきまして、本日から工事を再開することとしております。

なお、今回の設計変更により、医療廃棄物が埋設されていたことに伴い、必要となる経費等がおおむね確定いたしましたので、再度県医療局に対し、陳情書を提出し、経費の負担についての詳細な協議を行ってまいりたいと考えております。

過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

これまでの過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月31日で期限を迎えたことから、持続可能な社会の形成及び地域資源を生かした地域活力の向上を過疎対策の理念とする新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に制定されました。この新過疎法に基づき、「軽米町過疎地域持続的発展計画」の策定を進めてまいりましたが、7月にはパブリックコメントを終え、計画案につきましては、7月27日の議員全員協議会で説明させていただいたところがございます。

本定例会には、この計画案の策定について提案いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、農村環境改善センター及び役場庁舎のトイレ改修事業について申し上げます。本事業は、感染防止対策と衛生環境改善を図るため、新型コロナウイルス感染症対策応援地方創生臨時交付金を活用し、トイレの洋式化と蛇口の自動水栓化工事を開始していましたが、農村環境改善センターは8月末に完成し、役場庁舎は年内の完成を目指して順調に進んでおります。

工事期間中、町民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

再生可能エネルギーの取組について申し上げます。

再生可能エネルギー施設につきましては、2か所のメガソーラー施設の工事が進められておりますが、このうち「軽米・尊坊太陽光発電所」は順調に推移し、10月1日から売電開始、11月12日に竣工式が行われる予定となっております。また、「軽米・高家太陽光発電所」も順調に工事が進められております。

風力発電では、折爪岳北エリアで「軽米風力発電所」の工事が進められているほ

か、さらに折爪岳北エリアにおいてJR東日本エネルギー開発による4メガワット規模の風車2基の事業が計画されております。

環境美化事業の一環として実施している「花いっぱい運動」の推進について申し上げます。

「花いっぱいビューティ軽米推進コンクール」は、花づくりを通じて「花と緑に包まれた町かるまい」を創造しながら、触れ合いと思いやりのある地域づくりの輪を広げるため、地域、学校、家庭、企業、職場などを対象として実施しており、本年で33回目を迎えたところでございます。ここ数年参加者が減少傾向にあったことから、この運動の認知度の向上と普及拡大を目的に、昨年の秋にはチューリップの球根を希望する町民に配布し、4月から5月にかけて「小さな花いっぱい運動、チューリップ写真展示会」を開催いたしましたところ、24名の方から70点の写真応募があり、役場1階の町民ホールに展示し、来庁された方々から楽しんでいただいたところであります。

33回目を迎えました「花いっぱいビューティ軽米推進コンクール」におきましても、5月に参加者募集をいたしましたところ、昨年度を11団体も上回る33団体から応募があり、8月26日に審査会を実施したところでございます。

今後におきましても、町民参加の下、「花と緑に包まれた町かるまい」を一層推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、福祉事業について申し上げます。

認知症の方とその家族、地域住民、専門職などが交流し、地域のつながりを深めることを目的とした「認知症カフェ」につきましては、4回の実施で延べ43人の参加となっております。今後も引き続き、地域における認知症の理解を深めるよう取組を進めてまいります。

生活支援体制整備事業につきましては、人と人とのつながりと触れ合いから助け合う絆づくりのきっかけとして、地域に住む子どもから高齢者までの全ての方が気軽に集い、その場所で経験や能力を発揮できる場所となる常設型の居場所の開所を目標に、「かるまい結っこの会」や生活支援コーディネーターとともに、居場所づくり実行委員会を立ち上げる予定で進めております。今後とも地域住民が共に支え合う地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

生活習慣病予防につきましては、6月に実施した特定健診及び肺がん・大腸がん検診の結果から、医療機関へ受診勧奨を行い、疾病の早期発見・早期治療に取り組んでいるところでございます。また、メタボリックシンドローム予防の特定保健指導は、利用者の増加を図るとともに、今年度から国保被保険者を対象に個別健診を取り入れ、健診機会の拡大と保健指導の充実に努めてまいります。

農林振興事業について申し上げます。

水稻をはじめとする農作物全般の生育状況につきましては、梅雨明けが平年より早く、7月下旬からの日照時間も平年を大きく上回り、全体としておおむね順調に推移しております。今後におきましても、関係機関と連携し、必要な営農情報等の提供に努めてまいります。

新規就農支援につきましては、夫婦1組を含む3名が経営開始型の「農業次世代人材投資事業」を活用するとともに、町単独事業である「親元就農給付金事業」につきましても、今年度2名を採択し、計4名の就農支援を行っているところであります。今後も、本事業の推進を図るとともに、地域や関係機関等から情報提供をいただきながら新規就農者を発掘し、経営開始に向けた取組を支援してまいります。

子牛市場の状況につきましては、軽米町産子牛の4月から7月の平均税抜き価格は65万7,000円となっており、昨年同時期と比較し12万6,000円ほどの高値で取引されております。

農用馬の市場について報告いたします。毎年10月に花巻市において開催されておりました農用馬の秋市場が、今年度より軽米町で開催されることとなり、これまでの4月開催と合わせて年2回開催されることとなりました。この秋市場開催を契機に関係機関と連携し、馬産振興の可能性を探ってまいりたいと考えております。

林業振興につきましては、林道草刈り業務など、今後とも森林の適正な管理及び整備等を行うための環境づくりに努めてまいります。

町道整備事業について申し上げます。

継続事業で進めております町道赤石峠小玉川線ほか3路線については、工事発注済みで早期完成に努めてまいります。町道みそころばし竹谷袋線については、工事発注の準備を進めているところでございます。

また、繰越事業で進めている町道下晴山貝喰線法面・冠水対策工事につきましては、事業費及び工事期間の変更が生じたことから、変更契約の仮契約を締結し、本定例会に提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

道路施設等河川の維持管理について申し上げます。

舗装・側溝修繕、橋梁修繕及び河川修繕につきましては、既に修繕が完了した工事もありますが、今後におきましても状況を確認し、適正な維持管理に努めてまいります。

町営住宅等住環境整備について申し上げます。

町営住宅建て替え事業につきましては、設計管理業務は契約済みで、建築確認申請等の手続が整い次第、戸建て住宅8棟と既存住宅解体工事を発注する予定であります。

また、本年度制度を拡充した住宅リフォーム奨励事業は、16件の申込みを受け、

予算額に達したことから、本定例会の補正予算に計上しており、引き続き住環境の整備の支援に努めてまいります。

公共下水道等、汚水処理事業について申し上げます。

公共下水道事業につきましては、整備事業は終了していることから、処理区域内の下水道接続の普及促進に努めてまいります。

処理区域外に対する浄化槽設置整備事業につきましては、現在8件の申請を受け、7件の整備が完了しております。引き続き、公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

また、下水道事業会計の地方公営企業法適用の準備状況について申し上げます。令和6年度法適用に向け、昨年度から固定資産調査業務を実施しており、現在会計システム導入業務の発注に向け準備を進めているところでございます。

水道事業について申し上げます。

老朽管更新事業については、大清水地区の配水管布設替え工事が発注済みで、横枕地区・高清水地区は実施設計を発注し、工事発注に向け関係機関と調整を図りながら進めているところであります。

なお、未給水区域の飲雑用水確保対策事業については、現在5件の申請を受け、2件が完了しております。

次に、教育関係について申し上げます。

町内の各学校におきましては、夏休みを終え、児童生徒たちが元気に登校しております。各学校とも、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを抑える取組を図りながら、新しい学期の活動を開始しているところでございます。

中学校クラブ活動では、吹奏楽部が県北地区大会で金賞を受賞し、3年振りに県大会出場を果たしました。また、二戸地区中学校総合体育大会においては、バレーボール女子、ソフトテニス女子が団体優勝、個人戦でもソフトテニス男子、卓球男子が優勝するなど、各競技においても上位入賞を果たしております。県大会においては、バレーボール女子が第3位とすばらしい活躍を見せております。

夏休み期間中に開催した小学校の学習会では、学力向上支援員等の講師に加え、11人の高校生ボランティアが指導に携わり、延べ42人の児童へ集中した学習のサポートが行われました。

また、中学生サマー学習会は、延べ156人が数学と英語学習に取り組み、個に応じた指導、助言により、充実した学習が行われ、生徒アンケートからも高評価を得ております。

生涯学習事業につきましては、5月から開講した第49期寿大学では、町内講師による地域を再発見する講座を開催しているところであります。また、町民講座では、ドローンを安全に操縦するための知識やマナー、実用的な操作技術について講

習を行いましたところ、参加者からは、様々な場面での活用が期待されると、大変好評を得ております。

岩手県有形文化財に指定された「長倉Ⅰ遺跡出土品」については、その価値を多くの方に知っていただくため記念講演会を開催するとともに、10月まで歴史民俗資料館での特別展示を行っているところでございます。

子ども司書講座には6人の児童が参加し、図書の検索や分類整理などの体験により、新しい本との出会いの場を提供しております。

町総合体育大会の各種目別競技では、参加チームとの協議を進めながら交流大会としながらもパークゴルフ競技では17チーム、野球競技は6チームと、昨年を上回る参加がありました。今後も、各競技での工夫を図りながら町民のスポーツ振興と健康づくり、仲間づくりを図ってまいります。

今定例議会には、人事同意案1件、過疎地域持続的発展計画の策定に関する議案1件、条例の廃止及び一部改正に関する議案6件、工事請負契約に関する議案1件、財産の取得に関する議案2件、一般会計ほか歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件の合わせて18件の議案を提案させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において10番、山本幸男君、11番、茶屋隆君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月15日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月15日までの15日間に決定しました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、同意案第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を
求めることについてを議題とします。

同意案第1号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、軽米町大字円子第3地割79番地1、小林昌治氏を教育委員会委員に任命することについてご同意いただきたく、ご提案を申し上げるものでございます。

小林昌治氏は、昭和31年2月14日生まれで、昭和53年3月に岩手大学工学部を卒業されてから岩手女子高等学校非常勤講師としての勤務を経て、昭和59年4月に岩手町立沼宮内中学校に教員として着任されました。その後、平成元年4月からは、九戸村立九戸中学校、軽米町立笹渡中学校で教鞭を執られ、平成13年4月からは山形村立下畑中学校をはじめ3校で教頭を歴任されました。平成20年4月から一関市立本寺中学校長、平成24年4月から軽米町立軽米中学校長の要職に就かれ、平成28年3月に退職されております。退職後は、平成30年4月からは軽米町立軽米幼稚園長として令和3年3月の幼稚園閉園に至るまで勤務され、軽米こども園への円滑な移行に尽力されるなど、当町の教育振興に力を注いでこられました。

小林昌治氏は、その経歴が示すように、長年にわたって教育に携わり、教育現場、教育行政に精通された方であり、これまでの教育者としての卓越した指導力と高い見識及び高潔な人柄は誰しもが認めるところであります。

ただいま申し上げましたとおり、教育について高い見識を持つ小林氏を当町の教育委員会委員として任命することについてご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 案に関しては特にはないのですが、どなたが退任なさるのか。また、小林さんは同意されれば、いつからの任期になるのか、この2点をお願いします。

○議長（松浦満雄君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） ただいまの質問にお答えいたします。

退任なされる方は、兼田寿委員でございます。任期につきましては、10月1日

から4年間ということになります。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、議長において立会人に中村正志君、田村せつ君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。中村正志君、田村せつ君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（松浦満雄君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 1 1 票

有効投票 1 1 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 1 1 票

反対 0 票

白票 0 票

以上のおおり、賛成が全員です。

よって、同意案第 1 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第 1 号から議案第 1 8 号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第 4、議案第 1 号 軽米町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてから日程第 2 1、議案第 1 8 号 令和 3 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）までの 1 8 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第 1 号 軽米町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて、議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の 3 件について、総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第 1 号から議案第 3 号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第 1 号は、軽米町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてでございます。過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎え、持続可能な社会

の形成と地域資源を生かした地域活力の向上を過疎対策の理念とする新たな法律、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に制定されました。これにより、地域の持続的な発展を図るための基本方針や対策を定める市町村計画を策定することが必要になりました。このようなことから軽米町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。これは、軽米町個人情報保護条例と軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、この2つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が一部改正され、令和3年9月1日から施行されていることから、所要の改正をしようとするものでございます。第1条は、軽米町個人情報保護条例の一部改正でございます。第28条第3項の所管省庁の変更に伴い、総務大臣から内閣総理大臣に引用法令の項のずれを改めるものでございます。

第2条では、軽米町個人番号の利用及び特定個人番号の情報の提供に関する条例の一部改正となりまして、同様に引用しております法令の項のずれを改めるものでございます。

続きまして、議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。議案第3号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の定義を引用しておりました新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されましたことから、所要の改正を行うもので、附則第3号（1）の括弧内を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に変更しようとするものでございます。

議案第1号、議案第2号及び議案第3号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第4号 軽米町税条例の一部を改正する条例、議案第5号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の3件について、税務会計課総括課長、福島貴浩君。

〔税務会計課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○税務会計課総括課長（福島貴浩君） 議案第4号から議案第6号の提案理由についてご

説明申し上げます。

議案第4号は、軽米町税条例（昭和30年3月31日条例第38号）の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

軽自動車税の納期を規定する軽米町税条例第80条第2項で現行「4月11日から同月30日」となっているものを「5月1日から同月31日」に変更しようとするものであります。

理由といたしまして、車両の移動の繁忙期において、課税客体の把握の時間を確保し、適正な課税を維持するためであります。賦課期日である4月1日前後は、年度替わりや就職、引越などによる移動が多いことから、軽自動車税の移動も著しく集中し、確認作業に多大な時間を要しております。しかしながら、納期限が4月30日と規定されていることにより、納税者の皆様に関しましては、納税通知書がお手元に届いてから納期限まで2週間前後となっております。また、減免申請につきましては、規定により、納期限までに手続を行うこととされており、申請ができる期間も2週間前後となっているところでございます。これらのことから、納付の期間及び減免申請の期間を一定確保し、納税者の皆様の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

なお、附則により、施行期日を令和4年4月1日としております。納税者の皆様への周知及び様式等の整備、納税証明書の一部変更の準備期間を有することから、本定例会に提案するものであります。

続きまして、議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第5号は、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成4年6月17日条例第13号）の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

これまで同条例の根拠法として過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）がありましたが、令和3年3月31日失効し、4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されました。同法の規定に基づき、固定資産税の免除に関する条項の整備を行うものでございます。

第1条を御覧ください。初めに、根拠法である過疎地域の持続的発展の支援に関する法律を条例で規定し、同法で固定資産税の免除を行うことができると規定されている業種、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売事業又は旅館業（下宿業を除く）を規定するものでございます。

あわせて、免除できる設備として、具体的に機械及び装置、建物及び土地につきまして規定するものでございます。

第2条を御覧ください。第2条につきましては、免除できる業種の項の条項を示すとともに、対象設備の取得額の下限を業種ごとに規定するものであります。第1号として、製造業または旅館業については、500万円以上と規定いたします。た

だし、省令により資本金額等に差がつけられており、金額が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円以上、同じく金額が1億円超えの法人が行うものにあつては2,000万円以上が対象とできるようにするものです。

第2号では、情報サービス業等または農林水産物等販売業については、500万円以上と規定するものです。

第2項は、総務省令（令和3年3月31日）第31号に基づき、資本金の額が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設または増設に限る旨を規定するものです。

第5条を御覧ください。第5条につきましては、免除決定の取消しを行える条項を新たに付け加えるものです。

次に、附則を御覧ください。附則第1につきましては、施行期日を規定するものであります。

附則第2につきましては、旧法が本年3月31日をもって失効しており、それに伴いまして旧条例の適用期間が終了しております。軽米町過疎地域持続的発展計画の期間が始まるまでの間に取得した設備等がある場合をみなし規定を設けることにより、免除を受けられるようにするものです。

附則第3につきましては、令和3年3月31日以前に適用を受けたものにつきまして、従前の条例の適用を確定させるものであります。

続きまして、議案第6号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第6号は、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年9月18日条例第10号）を廃止する条例の議決をお願いするものでございます。

本条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月14日号外法第122号第4条）に規定されている復興推進計画、岩手県産業再生復興推進計画に記載されている区域で特定の事業の事業主が行う施設もしくは設備を新築し、または増設した場合、事業開始後、最初に固定資産税を課すべき年度以後5年間に限り、その課税を免除するものでございます。

東日本大震災特別区域法施行令により、課税免除をすることができる特定復興産業集積区域が岩手県内では、沿岸12市町村と規定され、それに伴い岩手県産業再生復興推進計画でも12市町村の特定の区域内で行う特定の業種と限定したことから、本町では、本条例の規定に基づく課税免除が今後発生しないこととなるため、同条例を廃止しようとするものであります。

附則第2及び第3につきましては、令和3年3月31日以前に適用を受けるべきであったものがやむを得ない事情により申請することができなかつた場合の救済措置として、旧条例の適用を可能とする規定を設けるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第7号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

- 町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第7号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第7号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、新型コロナウイルス感染症を定義していた新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第1条の2が削除されたことに伴いまして、同法附則を引用している軽米町国民健康保険条例、附則第2条に規定した新型コロナウイルス感染症についての定義を変更するものでございます。

なお、改正部分につきましては、附則2条中の下線を引いた部分となります。具体的には、軽米町国民健康保険条例、附則第2条中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改め、また、「新型コロナ感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改めるものでございます。

以上、議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 本会議開始より1時間が経過しました。コロナ感染症対策のための換気を行いますので、休憩をしたいと思います。正面の時計で11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

- 議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号 町道下晴山貝喰線法面・冠水対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、地域整備課総括課長、工藤薫君。

〔地域整備課総括課長 工藤 薫君登壇〕

- 地域整備課総括課長（工藤 薫君） 議案第8号 町道下晴山貝喰線法面・冠水対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについての提案理由についてご説

明申し上げます。

令和2年11月5日の議会の議決を経た町道下晴山貝喰線法面・冠水対策工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名、町道下晴山貝喰線法面・冠水対策工事。

工事場所、岩手県九戸郡軽米町字竹谷袋地内。

請負者、岩手県二戸市福岡字中村20。株式会社丹野組、代表取締役社長、丹野明法。

変更の内容でございますが、契約金額、変更前2億1,681万円を2億4,351万5,800円にしようとするものでございます。資料(1)を御覧ください。工事概要でございますが、主な変更は、落石防護工の増となっております。工事期間は、着手が令和2年11月10日。完成を令和3年9月30日から令和3年12月15日にしようとするものでございます。

資料(2)は、工事施工位置図となっております。

理由でございますが、町道下晴山貝喰線法面・冠水対策工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。これがこの議案を提出する理由でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについてと議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについての2件について、教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

〔教育委員会事務局総括次長 大清水一敬君登壇〕

- 教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 議案第9号と議案第10号について提案理由を申し上げます。

議案第9号は、財産の取得に関し議決を求めることでございます。かるまい交流駅（仮称）の舞台機構及び舞台幕を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する目的は、かるまい交流駅（仮称）の多目的ホールに設置するためでございます。

取得する財産は、舞台機構及び舞台幕一式です。

取得予定価格は、9,955万円です。

取得の方法は、宮城県仙台市泉区八乙女4丁目9の13、株式会社サンケン・エンジニアリング仙台営業所所長、尾場勝男様から買い入れるものでございます。

続いて、議案第10号でございます。議案第10号は、財産の取得に関し議決を

求めるものでございます。かるまい交流駅（仮称）の図書館閉架書架を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する目的は、かるまい交流駅（仮称）の図書館に設置するためでございます。

取得する財産は、閉架書架27台です。

取得予定価格は、998万8,000円です。

取得の方法は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第8地割52番地。有限会社松橋商店、代表取締役、松橋富男様から買い入れるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第11号 令和2年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第15号 令和2年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件について、会計管理者、福島貴浩君。

〔会計管理者 福島貴浩君登壇〕

○会計管理者（福島貴浩君） 議案第11号の令和2年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第15号の令和2年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5議案の提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度におきまして、議会の議決を賜りました予算に基づきまして事務事業を実施してまいりました。その予算の執行結果につきましては、別冊で皆様にお届けしております令和2年度軽米町一般会計、特別会計歳入歳出決算書のとおりでございます。

一般会計と特別会計の合計金額でご説明申し上げます。予算現額106億2,074万5,000円、調定額98億1,692万6,122円、収入済額96億6,193万1,979円、支出済額90億9,358万5,602円、翌年度繰越額10億3,769万9,000円、収入支出差引額5億6,834万6,377円でございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。各会計の決算概要につきましては、それぞれ担当課からご説明申し上げます。

ご審議の上、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第11号から議案第15号までの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第11号から議案第15号まで、それぞれの会計ごとの決算の概要について説明を求めます。

議案第11号に係る令和2年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要について、総

務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第11号の令和2年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布してあります一般会計決算の概要に沿って説明させていただきます。

初めに、歳入歳出決算額につきましては、歳入総額が82億8,536万6,000円、歳出総額が77億4,905万3,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億3,631万3,000円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につきましては3億3,411万5,000円の黒字となりました。令和2年度の実質収支額から令和元年の実質収支額を差し引いた単年度収支は1億8,732万9,000円の黒字となり、単年度収支に財政調整基金の積立金と取崩し額を加除した実質単年度収支につきましても6,135万9,000円の黒字となっております。

歳入決算額は、前年度と比較し17億3,307万8,000円の増となっております。自主財源である町税は、個人住民税が1,389万6,000円の増、固定資産税が5億304万5,000円の増となり、町税全体では5億1,436万5,000円増の13億5,353万1,000円となっております。その他の自主財源は、資料に掲載のとおりでございます。

依存財源につきましては、地方交付税は26億5,155万4,000円と、前年度から1億1,810万4,000円の減となるとともに、国庫支出金は社会資本整備総合交付金が3,801万円の減となりましたが、特別定額給付金給付事業費補助金が8億8,820万円の皆増、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億1,650万円の皆増となるなど、全体で10億9,080万5,000円の増となっております。

県支出金は、知事及び県議会議員選挙執行委託金931万5,000円の皆減、参議院議員選挙執行委託金が1,054万3,000円の皆減となりましたが、介護施設等整備事業費補助金が5,201万8,000円の皆増、新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金2,987万1,000円の皆増など、全体で6,823万9,000円の増となっております。

また、歳入全体に占める自主財源比率は、前年度から1.2ポイント増の26.5%となっております。

歳出につきましては、2ページを御覧願います。歳出決算額は、前年度と比較し14億1,071万7,000円の増となっております。主な内容を申し上げますと、投資的経費は前年度と比較し7,050万4,000円増の12億5,850万8,000円となっております。かるまい交流駅（仮称）整備事業が2億8,1

40万円の増、ミル・みるハウス改修工事が8,400万1,000円の皆増等が主な要因となっております。

歳出全体の約35%を占める人件費などの義務的経費は、障害者総合支援法給付費の1,267万6,000円の増、会計年度任用職員人件費の増等により、前年度と比較して1億5,769万2,000円の増の26億9,815万9,000円となっております。

その他の経費につきましては、特別定額給付金8億8,820万円の皆増、軽米町事業者等緊急対策支援金が2,450万円の皆増など、前年度と比較して1億5,769万2,000円増の37億8,534万6,000円となっております。

次に、主な財源指標について申し上げます。資料は3ページを御覧願います。財政構造の弾力性の指標である経常収支比率につきましては、見込みの数値ではございますが89.8%と、前年度から6.4ポイントの減となっております。

歳出のうち公債費等の割合を示す実質公債費比率は10.8%となり、前年度から0.3ポイント上昇しております。

基金残高につきましては、財政調整基金と町債減債基金、ふるさとづくり振興基金の主要3基金の合計額で19億7,307万1,000円となり、前年度と比較しまして1億2,605万1,000円の減となっております。

また、町債残高につきましては、前年度から3億7,270万9,000円増の83億9,698万9,000円となっております。

以上で令和2年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第12号に係る令和2年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要と議案第15号に係る令和2年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第12号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布の1枚物の決算の概要についての資料を御覧ください。

左側の歳入からご説明いたします。1款の国民健康保険税の決算額は2億883万5,000円で64万5,000円の増となっております。

4款の国庫支出金の決算額につきましては46万2,000円で、32万2,000円の増額となりました。

5款の県支出金の決算額は7億6,980万円で、3,729万8,000円の減となりました。なお、県支出金は、歳入全体の69.4%を占めているものでございます。

8 款の繰入金のうち一般会計等繰入金の決算額は 8, 837 万 1, 000 円となり、722 万 8, 000 円の減となりました。内訳は、資料右下記載のとおりでございます。

これらによりまして、歳入総額は 11 億 971 万 7, 000 円となり、令和元年度決算との比較で 2, 669 万 9, 000 円、率にして 2.3% の減となりました。

次に、資料右側の歳出についてご説明いたします。1 款の総務費の決算額は 2, 376 万 6, 000 円となり、1, 527 万円の減となりました。これは、主に市町村事務処理標準システム導入事業の完了に伴う減によるものでございます。

2 款の保険給付費の決算額は 7 億 2, 679 万円で、2, 000 万円、率にして 2.7% の減となっております。また、保険給付費の歳出に占める構成比は 67.1% となっております。

3 款の事業費納付金の決算額は 3 億 605 万 1, 000 円で、1, 165 万 2, 000 円、率にして 4% の増となっております。歳出に占める構成比は 28.2% となっており、保険給付費に次ぐ割合を占めております。

歳出総額は 10 億 8, 449 万 8, 000 円となり、令和元年度決算との比較で 1, 273 万 7, 000 円、率にして 1.2% の減となりました。

これらの結果、歳入総額 11 億 971 万 7, 000 円から歳出総額 10 億 8, 449 万 8, 000 円を差し引いた 2, 521 万 9, 000 円が実質収支額となり、次年度への繰越金となります。また、令和 2 年度末の財政調整基金の保有額は 3, 961 万円となっております。

以上、令和 2 年度軽米町国民健康保険特別会計の決算の概要についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 15 号に係る令和 2 年度軽米町後期高齢者医療特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布の 1 枚物の決算の概要についての資料を御覧ください。

令和元年度決算との比較で、資料左側の歳入からご説明いたします。1 款の後期高齢者医療保険料の決算額は 5, 801 万 6, 000 円で、対前年度決算との比較で 270 万 7, 000 円の増となっております。

3 款の繰入金の決算額は 3, 929 万 3, 000 円で、16 万 8, 000 円の増となっております。

4 款の繰越金の決算額は 24 万 6, 000 円で、対前年度決算との比較で 2 万 9, 000 円の減。

これらによりまして、歳入総額は 9, 764 万 4, 000 円となり、令和元年度決算との比較で 281 万 5, 000 円の増、率にして 3% の増となりました。

次に、資料右側の歳出についてご説明いたします。1 款の総務費の決算額は 37

8万2,000円で、令和元年度決算との比較で49万7,000円の増。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は9,354万1,000円となり、234万円の増。

3款の諸支出金の決算額は7万5,000円で、対前年度決算との比較で2万2,000円の減となっております。

これらの結果、歳出総額は9,739万8,000円となり、令和元年度決算との比較で281万5,000円の増、率にして3%の増となりました。

これらの結果、歳入総額9,764万4,000円から歳出総額9,739万8,000円を差し引いた24万7,000円が実質収支額となり、次年度への繰越金となります。

以上、令和2年度軽米町後期高齢者医療特別会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

議案第12号及び議案第15号につきまして、ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第13号に係る令和2年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、地域整備課総括課長、工藤薫君。

〔地域整備課総括課長 工藤 薫君登壇〕

○地域整備課総括課長（工藤 薫君） 議案第13号 令和2年度軽米町下水道事業特別会計決算の認定についてをご説明申し上げます。お手元に1枚物の資料が配布されてございます。決算の概要により説明させていただきます。

歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は決算額103万3,000円で、前年度比較で20万円の増となっております。内容は、下水道受益者分担金でございます。

2款の使用料及び手数料は決算額2,785万5,000円で、前年度比較で166万5,000円の増となっております。内容は、下水道使用料等でございます。

3款の国庫支出金は決算額1,000万円で、前年度比較で1,250万円の減となっております。内容は、社会資本整備総合交付金でございます。

4款の繰入金は決算額7,130万円で、前年度比較で320万円の増となっております。内容は、一般会計からの繰入金でございます。

5款の繰越金は決算額466万8,000円で、前年度比較で8万円の増となっております。

6款の諸収入は、決算額17万9,000円で、前年度比較で2万円の増となっております。内容は、令和元年度消費税及び地方消費税還付金でございます。

7款の町債でございますが、決算額2,890万円で、前年度比較で520万円の増となっております。

歳入合計の決算額は1億4,393万5,000円で、前年度比較で213万5,000円の減となっております。

歳出について申し上げます。1款の総務費でございますが、決算額712万円で、前年度比較で281万6,000円の増となっております。内容は、人件費等一般管理費でございます。

2款は、公共下水道費でございます。決算額7,219万円で、前年度比較で619万1,000円の減となっております。内訳を申し上げますと、1項の公共下水道施設費は決算額2,698万3,000円で、前年度比較で142万2,000円の増、内容は主に処理場等の施設維持管理費でございます。

2項の公共下水道整備費は決算額4,520万7,000円で、前年度比較で761万3,000円の減となっております。工事請負費等整備費でございます。

3款は公債費でございますが、決算額5,988万円で、前年度比較で116万4,000円の増となっております。下水道事業債の償還金でございます。

歳出合計の決算額は1億3,919万円で、前年度比較で221万1,000円の減となっております。

以上、令和2年度軽米町下水道事業特別会計決算の概要についてご説明させていただきました。

ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第14号に係る令和2年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、健康福祉課総括課長、内城良子君。

〔健康福祉課総括課長 内城良子君登壇〕

○健康福祉課総括課長（内城良子君） 議案第14号の令和2年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。お手元に配布してございます1枚物の資料を御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、歳入全体の決算額は2,526万9,000円となり、前年度との比較では2,606万5,000円の減となりました。

次に、歳出につきましては、歳出全体の決算額は2,344万7,000円となり、前年度との比較では2,577万1,000円の減額となっております。

令和2年度歳入総額は2,526万9,000円から歳出総額2,344万7,000円を差し引きました182万2,000円が実質収支額となり、翌年度への繰越金となります。

主な減額の要因といたしましては、令和元年度にふれあいセンター訪問入浴事業及び通所介護事業を休止したことによる人件費及び諸経費等が減額となったことによるものでございます。

以上、議案第14号 令和2年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明と

させていただきます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第11号から議案第15号までの提案理由及び決算の概要説明が終わりました。

一般会計並びに各特別会計の決算の認定ですので、ここで代表監査委員から令和2年度決算審査の意見をお願いします。

代表監査委員、西山隆介君。

〔代表監査委員 西山隆介君登壇〕

○代表監査委員（西山隆介君） 令和2年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算審査を総括しての所感や意見を申し上げます。

令和2年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入が82億8,536万6,000円で、前年度と比較して17億3,307万8,000円の増額となり、歳出は77億4,905万3,000円と、前年度と比較して14億1,523万円の増額となっております。歳入歳出の差引額は5億3,631万3,000円であり、実質収支は3億3,411万5,000円の黒字となっており、単年度収支においても1億8,732万9,000円の黒字となっております。

次に、各特別会計歳入歳出の決算は、歳入が13億7,656万7,000円で、前年度と比較して5,208万2,000円の減、歳出は13億4,453万3,000円と、前年度と比較して3,790万5,000円の減少となっております。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算では、歳入が11億971万7,000円で、前年度と比較して2,669万9,000円の減、歳出は10億8,449万8,000円となり、前年度と比較して1,273万7,000円の減少となっております。なお、一般会計からの繰入金は8,837万1,000円となっており、そのうち法定外繰入れはございませんでした。

次に、基金でございますが、基金のうち主要3基金である財政調整基金は1億2,597万円減少し、当年度末現在高は13億878万6,000円となっております。次に、町債減債基金は11万1,000円減少して4,589万円となり、またふるさとづくり振興基金は3万円増加し3億1,839万5,000円となっております。年度末主要3基金残高合計は前年度に比べ1億2,605万1,000円の減少となっております。

財政健全化について申し上げます。財政健全化については、実質公債費比率が10.8%と、前年度の10.5%から0.3ポイント上昇しております。また、将来負担比率は74.8%と、前年度の80.0%から5.2ポイント減少しており、早期健全化基準からの視点では、現時点では将来に払っていく負担の度合いについては良好に推移しているものと思われま

これまでも様々な行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を進めてきているところでありますが、かるまい交流駅（仮称）などの公共施設の建設投資のほか、ほかの公共施設の老朽化に伴う維持修繕や少子化、人口減少対策など、様々な課題や新たな行政需要の発生も見込まれるところでございます。ついては、将来にわたって持続的で安定した行政サービスを提供していくためにも、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

収入未済額について申し上げます。収入未済額については、町税のうち一般町税が9,116万2,000円となっており、前年度に比較して268万5,000円ほど増加しており、その主な要因ですが、町民税が359万3,000円減少しているものの、固定資産税で649万4,000円増加したものでございます。国民健康保険税は5,442万6,000円の収入未済となっており、前年度に比較しまして1,475万1,000円減少しております。税外収入では448万6,000円と、前年度に比較して124万1,000円減少しております。

不納欠損については、一般町税は237万7,000円と、前年度に比較して534万7,000円の減少、国民健康保険税は273万5,000円と、前年度に比較して166万5,000円減少しております。

さきに申し上げましたとおり、収入未済額においては、現年度分で前年度に比較して125万6,000円の減少、滞納繰越分の収入未済額は前年度に比較して1,205万円減少しており、全体的に改善傾向にあります。今後とも、適切な債権管理と収納業務の計画的及び適宜対処し、解消に努めていただきたいと思います。

なお、財政事情の厳しい折、自主財源となる町税等の収納業務の環境は厳しさを増しているものと思われませんが、負担の公正・公平性及び町行政に対する信頼性の観点からも、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についても取組を継続して強化していただきたいと思います。

行財政運営について申し上げます。行財政運営については、全体的に事務事業の執行は計画どおり進展されており、おおむね適正に良好に処理されておりますが、人事管理の面においては、少数精鋭で最大効果が発揮できるようさらなる取組を図っていただくよう要望をいたします。また、財政状況の下、職員数の増加を抑制しつつ、効率的で質の高い行政サービスを実現するために、令和3年3月に第7次となる定員適正化計画を策定して取り組むよう進めており、当局においては、これまでの行財政改革の中で国の集中改革プラン等に基づいた定員適正化計画により、職員数の削減に努めてきておりますが、昭和60年代当時の職員数が現在では半減となっており、職員採用数を抑えた期間での年齢層において不均衡が生じており、今後の事務事業の執行に支障が生じる懸念がありますので、中長期的な視点に立ち、当局がこれまで行ってきた受験資格の年齢の拡大など、引き続き職員採用に当たっ

ては、多様な方法を検討実施し、均衡の取れた職員体制の確保を図っていくことが必要であると思われまます。

また、地方分権の時代でもあり、業務量が増大してきていることなどから、体調を崩し、病気休暇などを取得する職員が多く見受けられるようであります。ついては、職員の健康管理には十分配慮するとともに、職員個々の業務が過重にならないよう再任用職員や会計年度任用職員の登用など、多様な雇用体系を活用しながら適正な職員配置や組織機構の見直しなどを進め、効率的な組織運営を図っていただくよう要望をいたします。

最後に、令和3年度から10年間の町づくりの指針となる軽米町総合発展計画が今年の3月に策定されております。この新しい計画においては、「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」を町の将来像としております。このことは、住民、地域、行政等のそれぞれの立場において、一人一人が町の発展に臨む活力と思いやりを発揮し、急速に進む人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境、活力ある地域社会を維持、向上するための諸施策を展開して、さらなる町勢発展をすることを要望いたしまして、結びといたします。

これをもちまして令和2年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算審査における意見及び所感といたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第16号 令和2年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について、提案理由並びに決算の概要について説明を求めます。

水道事業所長、工藤薫君。

〔水道事業所長 工藤 薫君登壇〕

○水道事業所長（工藤 薫君） 議案第16号 令和2年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についての提案理由についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度軽米町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する、及び同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものでございます。

決算の認定について、決算書の事業報告書によりご説明申し上げます。決算書9ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度の水道事業の運営は、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標に執行し、施設の維持管理と収入の確保に努めてまいりました。建設改良工事については、和当地地区及び上谷地渡地区配水管布設替え工事を実施いたしました。

次に、財政の状況でございます。収益的収支については、事業収益では3億6,185万6,871円となりました。事業費用では3億3,978万8,750円となりました。

以上の結果、損益収支において1,684万986円の当年度純利益となり、前

年度繰越利益剰余金を合算した1億1,273万1,838円が未処分利益剰余金となりました。

資本的収支については、資本的収入が7,155万9,000円となり、資本的支出は2億1,114万7,932円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,958万8,932円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額205万5,915円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額482万6,941円及び過年度分損益勘定留保資金1億3,270万6,076円で補填したところでございます。

次に、給水の状況でございます。給水戸数は2,476戸で、給水量については有収水量59万6,328立方メートル、有収率65.2%となりました。有収率の低迷が続いていることから、今後は新たな漏水調査の手法も追加し、定期的な漏水調査及び修理を行い、有収率の向上に努めてまいります。

続いて、利益の処分についてご説明申し上げます。決算書4ページをお開きいただきたいと思っております。下の表の剰余金処分計算書を御覧ください。当年度末残高の右側に1億1,273万1,838円の未処分利益剰余金がございます。このうち800万円を減債積立金として積立てし、処分後残高を1億473万1,838円にしようとするものでございます。

なお、決算書類には、決算報告書が1ページから2ページに、財務諸表が3ページから8ページに、決算の附属書類として事業報告書が9ページから14ページ、その他の書類が15ページから23ページに記載されております。

以上、令和2年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についてご説明させていただきました。

ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ここで、代表監査委員から令和2年度軽米町水道事業会計決算の審査の意見を申し上げます。

代表監査委員、西山隆介君。

〔代表監査委員 西山隆介君登壇〕

○代表監査委員（西山隆介君） 令和2年度軽米町水道事業会計決算の審査を総括しての所感や意見を申し上げます。

水道事業は、清浄にして豊富かつ低廉な水を供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としておりますが、令和2年度の水道事業の運営について、安全な水の安定供給と健全な経営を目標に執行し、水質事故等もなく、安全で良質な水の供給に努めてこられたと認められます。

当年度は、前年度と比較して町内及び給水区域内での人口が減少しており、給水戸数については微増しているものの、給水人口については減少しております。有収

率は65.2%で、前年度の65.6%より0.4ポイント低下となっております。これからも定期的な漏水調査や修理等を行い、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

水道料金は、現年度分と繰越分を合わせた収入未済額は839万6,356円で、前年度818万647円に比較して21万5,709円増加し、収納率については95.53%と、前年度に比較して0.07ポイント低下しております。収入未済額の解消と新規発生の抑制について、負担の公正・公平性及び水道事業に対する信頼性の観点からも厳正に対処していただきたいと思います。

次に、当年度の減債積立金と未処分利益剰余金を合わせた利益剰余金は2億9,473万1,838円となっております。当年度純利益は1,684万986円で、前年度の2,145万7,831円と比較して461万6,845円の減少となっております。

本年度におきましても、和当地地区や上谷地渡地区の配水管布設替え工事など水道施設の老朽化に伴う機能低下が解消されるとともに、安定供給の確保が計画的に進められているところではありますが、残る老朽化している施設についてもできる限り早期に維持更新されるよう努めていただきたいと思います。

今後の水道事業の運営におきましても、人口減少による給水人口や給水収益の減少、老朽化する水道施設の維持更新など、厳しい経営環境が予想されることから、給水区域内の未加入世帯に対し加入促進を行い、水道普及率の向上を図ることで収益確保に努めていただくとともに、継続して経費の節減と事業の効率化を進め、健全で持続可能な水道事業の運営を行うとともに、町民生活の維持向上に寄与されることを要望いたしまして、結びといたします。

以上で令和2年度軽米町水道事業会計決算審査における意見及び所感といたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第17号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第17号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第17号は、令和3年度軽米町一般会計補正予算（第5号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,681万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,048万5,000円とするものでございます。

議案第17号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第18号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第18号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第18号は、令和3年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

主な内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,621万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,021万7,000円とするものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案18件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案18件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和2年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案18件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月6日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

(午後 零時 10 分)